

三重県立学校学習端末等貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県立学校（以下、「県立学校」という。）に在籍する生徒に対して学習端末等の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学習端末」とは、県立学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するものをいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は、学習端末及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する生徒とする。

(管理)

第5条 校長は、貸与状況を常に明らかにするために、貸与管理台帳（様式第1号）を備えなければならない。

2 校長は、貸与状況に変更が生じたときは、貸与管理台帳に記載するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与物品の貸与の期間は、貸与決定日から卒業認定日前3ヵ月以内の校長が定める日までとする。

(貸与に係る費用)

第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の申請及び決定)

第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、学習端末等貸与申請書及び誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の学習端末等貸与申請書及び誓約書の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、貸与を決定するとともに、学習端末等貸与決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(貸与物品の変更)

第9条 校長は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定により貸与を受けた者（以下「利用者」という。）に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の取扱)

第10条 利用者は、貸与物品について細心の注意を払って管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
- (4) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- (5) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (6) その他学習端末等貸与の目的に反すること。

3 利用者は、校長から貸与物品の運営管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(学習端末の充電及びインターネット通信に係る経費)

第11条 学習端末の充電に係る経費及び学校以外のインターネット通信に係る経費は、利用者の負担とする。

(紛失・盗難又は毀損の届出)

第12条 利用者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、利用者がその現品又は対価を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により学校又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

2 貸与物品の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、学校は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消)

第14条 校長は、第6条の貸与期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が休学等により校長が定める期間を超えて登校できないとき。

(2) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(3) 利用者が、第10条の規定に違反したとき。

(4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、学習端末等貸与決定取消通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。

(貸与物品の返却)

第15条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、第14条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

4 校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及び毀損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第16条 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、第12条から第13条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

(事務手続の代行)

第17条 貸与物品の貸与に関する事務は、所属教職員のうちから校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2号（第8条関係）

学習端末等貸与申請書及び誓約書

年　月　日

三重県立松阪工業高等学校長 様

三重県立学校学習端末等貸与規程第8条の規定により、学習端末等を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸与条件及び三重県立学校学習端末等貸与規程を遵守します。

申請者 (利用者)	住 所 (ふりがな) 名 前 ※署名は必ず本人が行ってください。
申請者が在籍 (予定) の学校	三重県立松阪工業高等学校
保護者（親権者又は未 成年後見人）	住 所 (ふりがな) 名 前 ※署名は必ず本人が行ってください。 電話番号 () 申請者との関係 ()
申請理由	

※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

1. 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (5) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (6) その他学習端末等貸与の目的に反すること。
3. 利用者は、校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習端末の充電に係る経費及び学校以外のインターネット通信に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸与物品を紛失・盗難又は毀損したときは、直ちに貸与物品紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を校長に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を紛失・盗難又は毀損した場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により学校又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 学校は、学校が意図しない貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が休学等により長期間登校しない場合は、貸与決定を取り消すことがある。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
10. 利用者は、校長が別に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
11. 貸与期間中であっても、学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
12. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
14. その他、学習端末等の利用に際しては、学校の指示に従うものとする。